

船舶安全法施行規則第六十五条の三の二第一項の旅客の輸送の用に供する船舶を定める告示案に関する意見募集結果について

令和 6 年 3 月 2 7 日
国 土 交 通 省
海 事 局 安 全 政 策 課

国土交通省では、令和 5 年 1 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 1 日までの期間、船舶安全法施行規則第六十五条の三の二第一項の旅客の輸送の用に供する船舶を定める告示案に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果、8 件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の内容及びそれに対する国土交通省の考え方について、別紙のとおりまとめましたので公表いたします。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜意見を集約しております。

また、パブリックコメントの対象外の御意見につきましても、今後の施策の参考にさせていただきます。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<問合せ先>
国土交通省海事局安全政策課
電話：03-5253-8111

○「船舶安全法施行規則第六十五条の三の二第一項の旅客の輸送の用に供する船舶を定める告示案」に関する意見募集に対して頂いたご意見と国土交通省の考え方について（令和6年3月27日）

※合計8件のご意見をいただきました。とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本意見募集と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	新たに搭載が義務付けられる改良型救命いかだ等及び非常用位置等発信装置は高額であり、費用面での負担が大きいため、廃業せざるを得ない。金額の問題から搭載は不可能である。	今回義務付ける安全設備（改良型救命いかだ等及び非常用位置等発信装置）は、不測の事態が発生した場合への備えとして必要です。 設備の備え付けには一定のコストが生じますが、改良型救命いかだ等については、スペースが限られる小型の船舶向けには、搭載人員数が少なく、従来製品よりも小型で安価なバッグ式の改良型救命いかだ等を備え付けていただくことも可能です。 また、非常用位置等発信装置については、EPIRB（浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置）だけでなく、より安価な AIS（船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置）の備え付けも認めております。 なお、国土交通省において、旅客船事業者における早期搭載を支援するため、補助事業を実施しているところです。
2	船舶の大きさや形状、航行区域、周囲を航行する他の船舶の有無、営業形態、地域による違い等の実情は様々であり、一律の規制を行うべきではない。	これまでも船舶の安全基準は、船舶の大きさ、航行区域等に応じて、最低限必要な要件を定めているところです。 また、今般の知床遊覧船の事故を踏まえた安全対策についても、低水温の水域を航行する船舶には乗客が低水温の水中ではなく水上で救助を待つことができる救命設備が必要であるという考え方に立ち、沿海区域を航行する船舶については20度未満となる水域を航行する場合に、平水区域を航行区域とする船舶については10度未満となる水域を航行する場合に限り、改良型救命いかだ等の義務付けを行うなど、実情に合った規制内容にしております。
3	救命胴衣の着用が義務付けられていれば、海難等が発生した際も生存可能と考えられることから、改良型救命いかだ等の搭載は不要ではないか。	知床遊覧船事故検討委員会において、低水温の水域における事故等により海難が発生して船外に脱出した際には、水上で救助を待つことができる改良型救命いかだ等が必要とされました。 このため、改良型救命いかだ等の備え付けを義務化する

		こととしました。
4	既存船については、改良型救命いかだ等の設置に伴い、船舶の復原性やバランスが損なわれること等が懸念されるため、かえって安全性が損なわれるのではないか。	改良型救命いかだ等を備え付ける場合は、固定バラストの備え付け等により、復原性を確保することも可能です。 また、小型の船舶については、従来製品よりも小型で軽量のバック式の改良型救命いかだ等も選択いただけます。 なお、改良型救命いかだ等を備え付けする場合は、船舶検査において復原性などの船の安全性を確認させていただきます。
5	小さい船や兼用船等には改良型救命いかだ等や降下式乗込装置を搭載するための十分なスペースがなく、設備の搭載が物理的に困難である。	対象船舶のうち、①「総トン数5トン未満又は長さ12m未満であって旅客定員12人以下の船舶」、及び②「現存船にあって、例えば小型兼用船など、船舶の構造上、「固定式」の改良型救命いかだ等の設置が困難なもの」については、従来製品よりも小型で軽量のバック式の改良型救命いかだ等の備え付けを認めることとしています。
6	省令や制度の検討過程において遊漁船の専門家が含まれておらず、また、遊漁船関係者との意見交換や遊漁船業の監督官庁である水産庁との連携も不十分であり、規制の内容が遊漁船の実態とかけ離れている。	昨年の知床遊覧船事故を踏まえ、船舶工学、海難救助、海事法制、船員養成等の有識者を委員とする知床遊覧船事故対策検討委員会において、総合的な安全・安心対策の検討を行いました。 この検討委員会には、遊漁船業を所管する水産庁もオブザーバーとして参加し、議論の状況を共有していたところです。 引き続き水産庁の協力を得つつ、改めて関係事業者の皆様には丁寧の説明を行うとともに、遊漁船事業者の意見を伺い必要な検討を行ってまいります。